

令和6年2月22日

四條暇市長 東 修平 様

四條暇市特別職報酬等審議会

会長 桑野正孝

議員報酬及び政務活動費の額並びに市長、副市長及び教育長の給料の額について（答申）

令和5年12月6日付け暇総人第1811号で諮問された議員報酬及び政務活動費の額並びに市長、副市長及び教育長の給料の額について、本審議会は慎重に審議を重ねた結果、次のとおり答申します。

市長、副市長及び教育長の給料の額

職	区分	現行額	答申額	増減額	増減率
市長	月額	880,000 円	880,000 円	0 円	0%
副市長	月額	740,000 円	740,000 円	0 円	0%
教育長	月額	660,000 円	660,000 円	0 円	0%

議員報酬の額

職	区分	現行額	答申額	増減額	増減率
議長	月額	590,000 円	560,000 円	△30,000 円	△5.1%
副議長	月額	555,000 円	500,000 円	△55,000 円	△9.9%
議員	月額	530,000 円	470,000 円	△60,000 円	△11.3%

政務活動費の額

	区分	現行額	答申額	増減額	増減率
政務活動費	月額	40,000 円	40,000 円	0 円	0%

1 審議の内容

本審議会は、市長から任命された6名の委員で構成され、4回にわたり審議会を開催し、現行の議員報酬及び政務活動費の額（以下「議員報酬等の額」という。）並びに市長、副市長及び教育長の給料の額（以下「市長等の給料の額」という。）が定められた当時の状況と現在の状況の変化を踏まえつつ、人口規模・就業構造が類似する自治体（以下「類似団体」という。）との比較を行うなど、様々な観点から議論を行った。

まず、市長等の給料の額について、現状、本市一般行政職の給料の変遷、人事院勧告の状況、消費者物価指数の推移、類似団体の状況などの資料を基に議論を行った。

また、議員報酬等の額については、説明員を招致し議会活動及び議員活動について理解を深めた上で、類似団体の状況、議員報酬等の額の変遷・決定する要因・算定の基準方式などの資料を基に議論を行った。

2 市長等の給料の額

(1) 市長、副市長及び教育長の役割

市長は、自治体の長として行政を統括し、事務を管理し執行する独任制の執行機関であり、直接選挙によって選ばれ当該自治体の住民を代表する立場である。行政組織の長として掌理する事務は多岐にわたっており最高責任者として最終的な行政責任を負う。

現在の地方行政は地方分権改革が進む中、少子高齢化や情報化などの社会的課題への対応をはじめ、市民から透明性の高い行財政運営や質の高い公共サービスが求められるなど、職務、職責は重いものとなっている。

副市長は、市長が指名し議会の同意を得て選任される。その職務は、市長を補佐し市長の命を受け政策・企画をつかさどり、その補助機関である職員の担任する事務を監督するほか市長の判断が不要な重要でない事案、もしくは市長の委任を受けた事案につい

て決定や処理を行う。市長の職務、職責が高度かつ専門的となる中、市長の補佐役としての副市長に求められる役割や能力も高いものとなっている。

教育長は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育行政に関し識見を有するもののうちから、市長が指名し議会の同意を得て任命する。その職務は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表するという役割を担うとともに、教育委員会の権限に属する全ての事務をつかさどり、所属職員を指揮監督する職責を有することから、行政法規に通じ組織マネジメントに優れた資質が求められる。

(2) 現行の額の決定過程

市長等の給料の額については、令和2年度の本審議会の答申により決定された。

当時の審議では、これらの職の役割や仕事内容は同規模の団体とほぼ同じであるという考え方から、近畿圏内の類似団体の平均値を算出し、さらに職員の給料水準も反映させるべきという観点から、近畿圏内の類似団体の平均ラスパイレス指数と本市のラスパイレス指数の割合を加味し算出することとした。その結果、市長が4.3%、副市長が6.3%、教育長が9.6%の減額となる現行の額を示し、22年ぶりの改定となった。

(3) 基本的な考え方

現行の額を定めた令和2年と比較とすると、令和4年の消費者物価指数（近畿地方）は2ポイント高く、本市一般行政職の平均給料月額は約0.3%の増加となっているものの特筆するほど大きな変化は見られないことから、本審議会では、市長等の給料の額について、令和2年度の答申と同様の方法を採用すべきとの結論に至った。

(4) 類似団体の状況

近畿圏の類似団体29市の状況をみると、令和3年4月1日現在の本則での平均額は、市長が904,231円、副市長が760,631円、教育長が673,231円である。29市のなかで現行の本市の給料額は、市長が上位から16位であり、副市長及び教育長がそれぞれ18位となっている。

また、ラスパイレス指数の平均は98.5であり、本市のラスパイレス指数96.4よりも若干高くなっている。

(5) 審議の結果

近畿圏の類似団体29市の平均額及びラスパイレス指数による補正をベースに試算を行った結果、市長給料額は884,953円、副市長給料額は744,415円、及び教育長給料額は658,878円となり、それぞれの現行の給料の額との大きな乖離は見られないため、額を据え置くこととした。

3 議員報酬の額

(1) 議員報酬

議員報酬は、地方自治法第203条により議員に支給しなければならないものと規定されており、議員の一定の役務に対する対価として支給されるものである。

議員の活動には、議会活動、議員活動及び政治活動があり、議員報酬の対象となる活動範囲は議会活動及び議員活動である。

(2) 議長、副議長及び議員の役割

地方自治法第103条により、議会は、議員の中から議長及び副議長1人を選挙しなければならないと定められており議長及び副議長の任期は、議員の任期によるとされている。なお、本市では「四條畷市議会の申し合わせ事項」により任期は1年とされている。

議長は、同法第104条により、議場の秩序を保持し、議事を整理し、議会の事務を統理し、議会を代表するとされている。また、同法では、議長は、議会運営委員会の議決を経て、市長に対し、会議に付議すべき事件を示して臨時会の招集を請求することや、委員会に出席し発言することができるほか、議会又は議長の処分又は決裁に係る本市を被告とする訴訟については、議長が本市を代表すると規定されている。加えて、議長は議会を代表して各種式典、行事及び会議などに出席している。

副議長は、議長を補佐するとともに、議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、副議長が議長の職務を行う。

議員は、市民から直接選挙で選ばれ、同法第89条により本市の議事機関として置かれる議会を構成し、市政に市民の要望を反映させるため、予算の決定や決算の認定、条例の制定、改廃、契約の締結、財産の取得、処分及び基本構想の策定、変更などの重要事項を審議し市としての意思を決定する。

なお、令和5年5月に改正された同法では、地方議会の役割や議員の職務等が法上明確化され、議会については、①普通地方公共団体にその議事機関として、当該普通地方公共団体の住民が選挙した議員をもって組織する議会を置く、②普通地方公共団体の議会は、この法律の定めるところにより当該普通地方公共団体の重要な意思決定に関する事件を議決し、並びにこの法律に定める検査及び調査その他の権限を行使する、③前項に規定する議会の権限の適切な行使に資するため、普通地方公共団体の議会の議員は、住民の負託を受け、誠実にその職務を行わなければならない、とされた。

(3) 現行の額の決定過程

議員報酬の額については、平成7年度の本審議会の答申により決定された。

当時はバブル崩壊後で財政が悪化している中ではあったが、職員の給与や府内の状況等から増額すべきと判断され現行の金額が定まった。以降、施行日である平成10年4月1日から改定なく現在に至っている。

(4) 基本的な考え方

議員報酬については、25年以上ぶりの審議となること、また、報酬の範囲とされる議会活動及び議員活動については、複雑多岐にわたり、なかには可視化しにくいものも含まれることから、様々な観点から審議すべく、議員報酬算定の基準方式として7つのパターンを基に議論することとした。その7つとは、①市政への貢献度を把握し、それを基に定める考え方、②市職員の給与を基準とする考え方、③国会議員の歳費を基準とする考え方、④日当制を根拠に算出する考え方、⑤市長の給料額の算定方法を基準とする考え方、⑥比較方式、⑦議員活動換算日数を算出し市長給と比較する方法である。

また、平成7年度と比べて、令和4年の消費者物価指数（近畿地方）は5.3ポイント（5.48%）上昇しているが、本市一般行政職の平均給料月額、年齢構成の変化や給与制度改革が影響しているものの、約14.4%減少していることや、3年前の本審議会でも市長等の給料の額を検討した際に様々な課題整理を行った経緯を踏まえて議論を行った。

その結果、議員報酬について、市長の給与額の算出方法と異なる方法を採用する合理的な理由がないことや、市長と同様の算出方法としたほうがわかりやすく、かつ現実的な数字が現れてくるのではないかということから、⑤市長の給料額の算定方法を基準とする考え方により算定することに決定した。

(5) 類似団体の状況

近畿圏の類似団体29市の状況をみると、令和3年4月1日現在の本則での平均額は、議長が571,200円、副議長が512,800円、議員が479,700円である。29市のなかで現行の本市の報酬額は、議長が上位から11位であり、副議長が10位、議員が8位となっている。

また、前述のとおり、ラスパイレス指数の平均は98.5であり、本市のラスパイレス指数96.4よりも若干高くなっている。

(6) 審議結果

市長の給料額の算定方法は、近畿圏の類似団体29市の平均額及びラスパイレス指数による補正をベースに算定する方法である。

また、議長及び副議長の報酬の額については、議員と同様の算定方法とし、現行よりも議員の額との差が大きくなることについては、役割や仕事内容の違いを鑑み、容認できるものとした。

算定した結果、議長が559,022円、副議長が501,867円、議員が469,473円となり、1万円未満を四捨五入することにより、議長560,000円、副議長500,000円、議員470,000円としたものである。

4 政務活動費の額

(1) 政務活動費

政務活動費は、地方自治法第100条第14項により、議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として会派又は議員に対し交付することができるものとされている。

本市では、四條畷市議会政務活動費の交付に関する条例により、議員の職にある者に対し月額40,000円を支給することとし、収支報告書の提出や残余がある場合の返還義務を規定している。

(2) 現行の額の決定過程

本市の政務活動費の起源を辿ると、昭和63年に調査研究費の制度について議論が起こり、平成元年に調査研究費に行政視察費を含むかたちで月額20,000円と定められた。その後、諸物価の高騰を理由として、平成5年に30,000円へ、平成7年に現在の40,000円へ改定された。

その後、平成12年に地方自治法が改正され「政務調査費」が創設されたことから、同年度に本審議会で審議した結果、現行の40,000円という方向で答申を行った。

(3) 基本的な考え方

政務活動費は議員活動に必要であるという認識の下、額については、活動経費という特性から、府内の状況に加えて物価の動向を考慮することにした。

(4) 府内の状況

政令市を除く府内の市の平均が52,733円、北河内地域の平均が52,500円、府内の類似団体の平均が31,000円、府内の類似団体で政務活動費を廃止した団体を除いた平均は34,100円となっている。

(5) 審議結果

政務活動費の額については、府内の状況と比較しても経費の一部という観点から著しく適正を欠く額ではないこと、また、現行の額が定められた平成7年度から5%程度の物価の上昇がみられるものの、市民感情や政務活動費の使用状況等を鑑み、現行の額である月額40,000円に据え置くこととした。

6 むすびに

本市においては、本格的な人口減少時代の到来と少子高齢化の進展に伴う医療給付費や社会福祉費の増加、老朽化した公共施設の再整備など多様な課題が山積しているが、令和5年度から5年間を未来への積極的な投資期間とし、現在の市民が希望を持ち、将来の市民が誇りを持てる四條畷市をめざす運営へと切り替えが進められている。

こうした中で、市長、副市長及び教育長にあっては、一層の市政の発展と市民福祉の向上に努めるため、行財政運営にあらゆる努力を傾注し、市民の負託に応えていただくよう切望する。

議員報酬については、現行の額が25年余り据え置かれた結果、今回大幅な減額を提示することとなったが、各議員にあっては、市民の代表者としての責務、市民全体の奉仕者としての責務及び合議体の構成員として議会の機能を遂行する責務を全うすべく議会活動及び議員活動に励まれない。

なお、今回の措置に鑑み、議員報酬等の額についても、市長等の給料と同様、議員任期の4年の間に1回程度は諮問されるよう要望する。